

船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において小規模保育事業を実施している者（以下「事業者」という。）に対し、小規模保育事業運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、小規模保育事業者の費用負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「小規模保育事業」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。

(交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 法第34条の15第2項に基づき市長の認可を得て、法第24条第2項の規定により市長が保育する必要があると認める児童を現に保育していること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第29条第1項に規定する特定地域型保育を提供する日（土曜日を除く。）において、1日につき1時間以上の特定地域型保育の提供を行うこと。

(交付対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる費用、補助金の算定基準及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別表第2に掲げる日までに船橋市小規模保育事業運営費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。この場合において、別表第3に掲げる費用に係る申請にあっては、同表に定める書類を添付しなければならない。

(交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交

付の可否を決定し、その旨を船橋市小規模保育事業運営費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

（交付請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、船橋市小規模保育事業運営費補助金交付請求書（第3号様式）により速やかに市長に請求しなければならない。

（交付の時期）

第8条 前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

（報告の義務）

第9条 補助金の補助事業が完了した申請者は、補助金の使途を明確にするため補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいづれか早い日までに船橋市小規模保育事業運営費補助金実績報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

（額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、前条に規定する書類の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市小規模保育事業運営費補助金確定通知書（第5号様式）により当該申請者に通知する。

（交付決定の取消し等）

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第12条 補助金の交付を受けた事業者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市小規模保育事業運営費消費税仕入

控除税額報告書(第6号様式)により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。ただし、消費税額及び地方消費税額を補助金の交付の対象となる費用に含めないで第9条の規定による実績報告を行った場合には、この限りでない。

(財産の処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。

(関係書類の整備)

第14条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間整備しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、本文に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで整備しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(交付対象等の特例)

2 令和7年度に限り、別表第1の4の項の規定は適用せず、予備保育士の雇用に要する費用に係る補助金の算定基準及び補助金の額は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、平成27年4月1日から適

用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成28年度以後の年度分の補助金について適用し、平成27年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成31

年度以後の年度分の補助金について適用し、平成 30 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱（別表第 4 の改正規定を除く。）による改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、令和 2 年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 4 の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱（別表第 4 の改正規定を除く。）による改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、令和 3 年度以後の年度分の補助金について適用し、令和 2 年度分までの補助金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 4 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表第 4 の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱（別表第 4 の改正規定を除く。）による改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、令和 4 年度以後の年度分の補助金について適用し、令和 3 年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の別表第4の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱（別表第4の改正規定を除く。）による改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用し、令和4年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用し、令和5年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年6月5日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の船橋市小規模保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の補助金について適用し、令和6年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表第1

区分	補助金の算定基準	補助金の額
----	----------	-------

1 職員の処遇向上に要する費用	毎月1日在職の正規職員の数	ア 保育士	正規職員1人当たり 月額35,100円
		イ 保健師	
		ウ 助産師	
		エ 看護師	
		オ 准看護師	
		カ 理学療法士	
		キ 作業療法士	
		ク 言語聴覚士	
		ケ 栄養士	正規職員1人当たり 月額27,000円
		コ 事務長	正規職員1人当たり
		サ 事務員の職務に従事する者	月額20,610円
		シ アからサまで、ス及びセに掲げる者のほか、保育に従事する者	
		ス 調理員の職務に従事する者	正規職員1人当たり 月額19,130円
		セ 用務員の職務に従事する者	
		期末手当の支給月1日在職の正規職員の数	正規職員1人当たり 1回目支給分47,720円 2回目支給分 49,840円（期末手当が年1回支給される場合は、97,560円）
2 延長保育	延長保育事業の実施について（令和6年4月1日）	別表第4による額	

事業に要する費用	付けこ成保第225号) 別紙延長保育事業実施要綱4(1)④ウに規定する延長保育事業に要する費用	
3 児童の遭遇向上に要する費用	毎月1日在籍の市内に在住する児童の数	総児童分 児童1人当たり月額 1,150円 年齢別 3歳未満児1人当たり月額3,600円 3歳以上児1人当たり月額1,350円
4 予備保育士の雇用に要する費用	毎月1日現在において特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和5年5月19日付けこ成保38・5文科初第483号）別紙6に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の保育士であって市長が認めるもの1人。 毎月1日現在において特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙6に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の保育士のうち市長が認めるものであって、1歳児及び2歳児5人につき保育士1人を配置する場合に追加で必要となるものの数以内	正規職員1人当たり月額203,800円以内。ただし、期末手当分として、1年につき、それぞれ月額の4.5月分を限度に加算する。
5 連携経費に要する費用	連携施設との連携に要する費用	1事業者当たり年額553,200円以内。ただし、小規模保育事業の実施期間が12月に満たない場

				合にあっては、1事業者当たり年額 553,200円に小規模保育事業の実施期間の月数を12で除した数を乗じて得た額
6 施設の維持管理に要する費用	小規模保育事業を実施する施設の維持管理全般に要する費用。ただし、当該小規模保育事業を実施する建物部分が自己所有であるものに限る。		1箇所当たり年額 1,800,000円以内。 ただし、小規模保育事業の実施期間が12月に満たない場合にあっては、1箇所当たり年額 1,800,000円に小規模保育事業の実施期間の月数を12で除した数を乗じて得た額。(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	
7 障害児保育に要する費用	毎月1日在籍の障害児（保育認定子どもに限る。）のための保育に従事する正規職員又は臨時の雇用職員の保育士、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士若しくは	右欄の正規職員を配置する場合	障害児保育に従事する保育士等	基本分 正規職員 1人当たり月額 254,200円以内。ただし、正規職員に係る期末手当分として、1年につき、それぞれ月額の4.6月

<p>言語聴覚士（この項においてこれらの者を「障害児保育に従事する保育士等」という。）、子育て支援員若しくは児童指導員（この項においてこれらの者を「障害児保育に従事する子育て支援員等」という。）又は市長が認めるもの</p>	<p>分を限度に加算する。</p> <p>加算分 1日につき8時間を超える時間について臨時的雇用職員（市長が認めるものに限る。）を配置する場合は、(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、次に定める額のいずれかの額を加算する。</p> <p>(1) 障害児保育に従事する保育士等 当該臨時的雇用職員 1時間当たり 1,645円以内かつ月額 176,000円以内</p> <p>(2) 障害児保育に従事する子育て支援員等 当該臨時的雇用職員 1時間当たり 1,460円以内かつ月額 156,200円以内</p>
---	---

		<p>障害児保育に従事する子育て支援員等</p> <p>基本分　正規職員 1人当たり月額 236,400 円以内。ただし、正規職員に係る期末手当分として、1年につき、それぞれ月額の 4.6 月分を限度に加算する。</p> <p>加算分　1 日につき 8 時間を超える時間について臨時的雇用職員（市長が認めるものに限る。）を配置する場合は、(1) 又は(2)に掲げる区分に応じ、次に定める額のいずれかの額を加算する。</p> <p>(1) 障害児保育に従事する保育教諭等 当該臨時的雇用職員 1 時間当たり 1,645 円以内かつ月額 176,000 円以</p> <p>(2) 障害児保育に従事する子育て支援員等</p>
--	--	--

			当該臨時的雇用職員 1時間当たり 1,460円以内かつ月額 156,200 円以内
	右欄の臨時的雇用職員を配置する場合	障害児保育に従事する保育士等	臨時的雇用職員1時間当たり 1,645円以内かつ月額452,300円以内
		障害児保育に従事する子育て支援員等	臨時的雇用職員1時間当たり 1,460円以内かつ月額401,500円以内

備考

- 1 正規職員とは、市内の小規模保育事業を実施する施設で1日6時間以上、月20日以上勤務する者をいう。
- 2 臨時的雇用職員とは、市内の小規模保育事業を実施する施設で勤務する者のうち1に掲げる以外の者をいう。
- 3 保育士とは、法第18条の4に規定する者をいう。
- 4 保健師とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する者をいう。
- 5 助産師とは、保健師助産師看護師法第3条に規定する者をいう。
- 6 看護師とは、保健師助産師看護師法第5条に規定する者をいう。
- 7 准看護師とは、保健師助産師看護師法第6条に規定する者をいう。
- 8 理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第2条第3項に規定する者をいう。
- 9 作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法第2条第4項に規定する者をいう。

- 10 言語聴覚士とは、言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第2条に規定する者をいう。
- 11 栄養士とは、栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する者をいう。
- 12 管理栄養士とは、栄養士法第1条第2項に規定する者をいう。
- 13 障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童若しくは千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年千葉県要綱）の規定により療育手帳の交付を受けた児童又は市長が認めた障害児をいう。
- 14 子育て支援員研修事業の実施について（令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号）の別紙子育て支援員研修事業実施要綱に規定する地域保育コースの地域型保育の専門研修を修了した者をいう。
- 15 児童指導員とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する者をいう。
- 16 公定価格とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定教育・保育に要する費用をいう。

別表第2

区分	申請期限
1 職員の処遇向上に要する費用	1.2.3月分 3月31日 4.5.6月分 7月15日 7.8.9月分 10月15日 10.11.12月分 1月15日
2 延長保育事業に要する費用	3月31日
3 児童の処遇向上に要する費用	3月31日
4 予備保育士の雇用に要する費用	1.2.3月分 3月31日 4.5.6月分 7月15日

	7.8.9月分 10月15日 10.11.12月分 1月15日
5 連携経費に要する費用	3月31日
6 施設の維持管理に要する費用	3月31日
7 障害児保育に要する費用	1.2.3月分 3月31日 4.5.6月分 7月15日 7.8.9月分 10月15日 10.11.12月分 1月15日

別表第3

区分	添付書類
1 職員の処遇向上に要する費用	1.職員名簿 2.保育士証、保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証、栄養士免許証、管理栄養士免許証、准看護師免許証、理学療法士免許証、作業療法士免許証又は言語聴覚士免許証の写し 注 2回目以降の申請にあっては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。
2 延長保育事業に要する費用	1.延長保育実施状況報告書 2.その他市長が必要と認める書類
3 連携経費に要する費用	1.連携にかかる契約書 2.連携施設へ支払う費用の領収書 3.その他市長が必要と認める書類
4 障害児保育に要する費用	保育士証、保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証、准看護師免許証、理学療法士免許証、作業療法士免許証、言語聴覚士免許証、子育て支援員研修

	<p>修了証書又は児童指導員の資格(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条に該当するもの)を証明するものの写し</p> <p>注 2回目以降の申請にあっては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。</p>
--	--

別表第4

延長時間区分	1事業所あたり年額	1日あたりの平均対象児童数
30分延長	600,000円	1人以上
1時間延長	1,422,000円	2人以上
2時間延長以上	1,760,000円	1人以上

備考

- 1 対象児童数とは、1時間の開所時間の前後の時間において、30分延長にあっては15分以上の時間、1時間延長にあっては30分を超える時間、2時間延長にあっては1時間30分を超える時間、3時間延長にあっては2時間30分を超える時間の延長保育を利用した児童の数をいう。
- 2 平均対象児童数とは、年間の延長時間区分毎における各週の最も多い対象児童数をもって平均し、小数点以下第1位を四捨五入して得た数をいう。
- 3 複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。
- 4 事業期間が6か月未満の施設にあっては、該当する1事業所あたり年額に2分の1を乗じて得た額を補助金の額とする。

第1号様式

年 月 日

船橋市長 あて

小規模保育事業者名

所在地

代表者氏名

船橋市小規模保育事業運営費補助金交付申請書

船橋市小規模保育事業運営費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請金額 円

2. 内訳 別紙のとおり

3. 添付書類

第2号様式

年　　月　　日

様

船橋市長

印

船橋市小規模保育事業運営費補助金交付可否決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった船橋市小規模保育事業運営費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付します。 交付決定額 円

内訳

区分	交付金額

2. 交付しません。

理由

第3号様式

年 月 日

船橋市長 あて

小規模保育事業者名

所在地

代表者氏名

船橋市小規模保育事業運営費補助金交付請求書

船橋市小規模保育事業運営費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

第4号様式

年 月 日

船橋市長 あて

小規模保育事業者名

所在地

代表者氏名

船橋市小規模保育事業運営費補助金実績報告書

年 月 日に交付決定を受けた船橋市小規模保育事業運営費補助金に係る事業実施状況について別紙のとおり報告します。

消費税及び地方消費税の適用に関する事項

第5号様式

年　月　日

様

船橋市長

印

船橋市小規模保育事業運営費補助金確定通知書

年　月　日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	船橋市指令第 号
補 助 年 度			
補 助 対 象 の 区 分			
交 付 決 定 額			
補助対象経費精算額			
交 付 確 定 額			

第6号様式

年　　月　　日

船橋市長 あて

施設名

所在地

代表者氏名

船橋市小規模保育事業運営費補助金消費税仕入控除税額報告書

年　　月　　日に交付決定を受けた小規模保育事業運営費補助金について、
下記のとおり報告します。

記

交付確定額　　円

確定申告により確定した小規模保育事業運営費補助金に係る消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額　　円